

令和7年度
大和郡山市同報系防災行政無線システム
整備委託業務

プロポーザル実施要領

令和7年5月
奈良県 大和郡山市

目 次

1. 事業計画	1
2. 業務概要	1
3. 事業実施に関する要件	2
4. プロポーザルへの参加要件	2
5. 参加資格の喪失	3
6. 選定スケジュール	3
7. 参加表明の手続きについて	3
8. 質問書の受付および回答について	4
9. 企画提案書の提出について	5
10. 提案に求める事項	6
11. 選考方法	7
12. 契約に関する事項	8
13. 留意事項	8

別紙 1) 屋外拡声子局設置箇所 一覧表

別紙 2) 既存機器との連携について

1. 事業計画

(1) 事業名称

令和7年度大和郡山市同報系防災行政無線システム整備委託業務

(2) 事業期間

契約締結日から、令和8年3月31日まで

※ただし、本市議会で予算繰越を申請し承認が得られた場合、工期延長を行う。

(3) 事業趣旨

現在本市では、災害時の市民への情報伝達手段として緊急速報メール（エリアメール）、市ホームページ、市公式LINE、登録制メール、防災情報電話配信サービスを有している。情報伝達手段の更なる多重化及び屋外の住民への情報伝達を目的とし、新たに携帯電話通信網（LTE）を使用した同報系システムの構築及び市内10か所への屋外拡声子局の設置を行う。

2. 業務概要

本プロポーザルに係る事業内容は、別紙の「令和7年度 大和郡山市同報系防災行政無線システム整備委託業務 仕様書」に基づき、システム設計、機器整備、初期設定、動作確認、及び運用開始後の一括保守管理を行う。

(1) 業務内容

【IP同報システム】

- | | |
|---------|--|
| ①親局 | (親局機能を有する操作卓等の設備設置)
(インターネットに接続されたPC端末からの配信が可能な場合は不要) |
| ②屋外拡声子局 | (市内10か所(別紙1参照)) |
| ③既存機器連携 | (別紙2参照) |

(2) 事業費（上限額）

初期整備費用(システム構築・工事費等)として140,000,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)を超えない提案（見積額）であること。

なお、事業費とは契約時の予定価格を示すものではなく、あくまで事業規模を示す金額であることに留意すること。

3. 事業実施に関する要件

(1) 関係法令の準拠

本事業については、次に掲げる法令等の要件に準拠するものとする。

- ① 電波法および関係規則、告示
- ① 有線電気通信法および同法施行令、同法施行規則
- ② 電気設備技術基準
- ③ 電気通信設備工事共通仕様書
- ④ 日本産業規格（JIS）
- ⑤ 日本電気工業会基準（JEM）
- ⑥ 日本電気規格調査会標準規格（JEC）
- ⑧ 電気通信事業法および関係規則、告示
- ⑨ 建築基準法およびこれに基づく政令、省令等
- ⑩ その他関係法令、告示等および大和郡山市が定める関係条例、規則

(2) 通信方式

通信方式は携帯電話通信網（LTE回線）を使用し、不感地域対策等のため、例外的に一部で他の通信方式等を使用する場合を除き、他の周波数帯及び通信方式を主として使用する通信方式による提案は認めない。

4. プロポーザルへの参加要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 令和6・7年度大和郡山市指名競争入札参加資格者名簿（物品・委託等）に登録されていること。
- (3) 過去5年以内(令和2年度～令和6年度)において、国内で元請として同種システム（屋外拡声子局含む）を導入した実績を有し、令和2年4月1日から令和7年5月12日までの間に1件以上完成・引渡しが完了していること。
※同種システムとは、携帯電話網のほか60MHz帯、260MHz帯等の通信方式を利用した同報システム及び屋外拡声子局の建柱工事を含む事業を指す。
- (4) 電気通信工事にかかる特定建設業の許可を得ており、かつ最新の経営審査事項結果の電気通信工事の総合評定値（P点）が、1100点以上であること。
- (5) 大和郡山市建設工事等暴力団排除措置要綱の別表に掲げる措置要件の第1項から第5項までのいずれかに該当する者でないこと。
- (6) 公告時点で大和郡山市または奈良県から入札参加資格停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受け

ている者を除く。)でないこと。

- (8) 平日9時から17時の間(もしくは24時間365日)に受付可能な有人のコールセンターを有すること。

5. 参加資格の喪失

参加表明書を提出した者が、次の各号のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失するものとします。

- (1) 本手続きにおいて提出した書類等に虚偽の記載をし、その他不正な行為をしたとき。
(2) 本手続き期間中に「4. プロポーザルへの参加要件」にあげる要件に該当しなくなったとき。

6. 選定スケジュール

公告から選定までのスケジュールは下記のとおり。(土日祝日、及び開庁時間外を除く。)

参加表明書の提出	令和7年5月12日(月)～令和7年5月30日(金)午後5時まで
参加資格確定	令和7年6月3日(火)
質問受付	令和7年5月12日(月)～令和7年5月16日(金)午後5時まで
質問回答	令和7年5月23日(金)午後5時までに市HPにて掲載
企画提案書の提出	令和7年6月3日(火)～令和7年6月13日(金)午後5時まで
プレゼンテーション・ヒアリング審査	令和7年6月27日(金) ※詳細は別途個別に通知予定 予備日: 令和7年6月30日(月)
結果公表	令和7年7月上旬予定

7. 参加表明の手続きについて

◇参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び添付資料(以下「参加表明書等」という。)を各1部ずつ提出しなければならない。なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

- (1) 提出書類
- ・プロポーザル参加表明書(様式1)
 - ・暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書(様式2)
 - ・添付資料
- ※以下、①②の資料に関しては所持している場合のみで構わない。
- ①プライバシーマーク登録証の写し または 情報セキュリティマネジメントシステムISO27001(ISMS)登録証の写し

- ②品質マネジメント I S O 9 0 0 1 登録証の写し
- ③経営事項審査通知書の写し
- ④同報システムの過去 5 年の納入実績（元請実績に限る）が分かるもの
※契約書、又は CORINS 登録書の写し等
- ⑤平日 9 時から 17 時の間（もしくは 24 時間 365 日）受付が可能な有人のコールセンターを有していることがわかる社内体制表(社外委託可)。

(2) 提出期限 令和 7 年 5 月 3 0 日（金）午後 5 時まで。

(3) 提出方法 持参または郵送
※郵送の場合は配達確認ができるもので提出期限までに必着のこと。

(4) 提出先 〒639-1198 奈良県大和郡山市北郡山町 248-4
大和郡山市役所 総務部 災害対策課 災害対策係
TEL : 0743 -52 -4117 FAX : 0743 -53 -1049

◇参加資格の確認等

(1) 資格要件の確認及び企画提案書提出要請

「4. プロポーザルへの参加要件」に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和 7 年 6 月 3 日（火）に、次に掲げる事項を記載した参加資格要件確認結果通知書を発送する。あわせて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和 7 年 6 月 1 1 日（水）午後 5 時まで（開庁日及び開庁時間に限る）

イ 提出場所 大和郡山市役所 総務部 災害対策課 災害対策係

ウ 提出方法 持参又は郵送に限る。郵送の場合は期限までに必着のこと。

エ 市長は、(1)の説明を求められたときは、説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

8. 質問書の受付および回答について

参加表明書を提出した者は、次のとおり質問することができる。

- (1) 提出書類 質問書(様式3)
※質問対象の引用文(文書名および頁番号)および質問内容を具体的かつ簡潔に記載すること。質問記載欄の不足により質問書が複数ページに及ぶことは可とする。
- (2) 提出期限 令和7年5月12日(月)～令和7年5月16日(金)午後5時まで
- (3) 提出方法 Eメール(着信を必ず確認すること。)
件名は「大和郡山市防災行政無線システム整備委託業務に係る質問」とし、質問書をWordデータにて、添付ファイルとして送信すること。
- (4) 提出先 Eメールアドレス : saitai@city.yamatokoriyama.lg.jp
- (5) 回答 令和7年5月23日(金)午後5時までに、市公式ホームページへ質問事項とその回答を掲載する。
なお、質問事項が重複しているものは本市が整理して回答する。また回答の際に質問者名は公表せず、意見表明等、本件の趣旨に該当しないものには回答しない。

9. 企画提案書の提出について

企画提案書の提出を要請された者(以下「企画提案者」という。)は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

なお、提出書類への企画提案者名の記載は正本の1部のみとし、企画提案書と見積書の正本の表紙(任意様式)に記載すること。また副本については、企画提案者名及び提案者を判読できるような記載を行わないよう留意すること。

- (1) 提出書類
- ① 提案審査申請書(様式4) 1部
 - ② 企画提案書 8部(正本1部 副本7部)
 - ・ A4版横位置で35ページ以内とする。図面および構成図はA3版の使用を認める。
 - ・ 表紙、目次はページ数に含まない。
 - ・ A3版ページはA4版2ページとしてカウントする。
 - ・ 提案項目毎のページ数の制限はしない。
 - ③ 見積書 8部(正本1部 副本7部)
 - ・ 内訳を明記するものとし、見積様式は任意様式とする。
 - ・ 後に記載の「10.提案に求める事項」(5)費用見積の内容に準拠した見積書を作成すること。

- (2) 提出期限 令和7年6月13日(金)午後5時まで
- (3) 提出方法 持参または郵送(郵送の場合は配達確認ができるもので提出期限までに必着のこと。)
参加を辞退される時は、辞退届(任意様式)を提出すること。
- (4) 提出先 〒639-1198 奈良県大和郡山市北郡山町 248-4
大和郡山市役所 総務部 災害対策課 災害対策係
TEL : 0743 -52 -4117 FAX : 0743 -53 -1049

10. 提案に求める事項

- (1) 技術提案 機器システム等の概要・構成・機能
- (2) 追加提案 本市の求める機能水準とは別に、独自に追加提案するもの
(将来的な情報伝達手段の更なる多重化やそれに伴うシステムの拡張性、またそのコスト面といった点を評価のポイントとする)
- (3) 実施計画 事業実施に関する計画、体制
- (4) 保守計画 保守に関する計画、体制

(5) 費用見積

① 設計・整備費用

本事業における設計・整備の総事業費は提案に基づき算出すること。追加提案による機能等について、基本的には提案内容に基づく関連費用はその全てを含めた金額を算出することとするが、将来的に拡張可能な機能の提案に関しては別途提案書の中でその費用を示すこと。また、見積様式は任意様式とするが、項目明細を記載し、その単価を記載すること。なお、見積金額は、消費税等を含めた総額を記載すること

② 保守・運用費用

- ア 本項目は企画提案書に記載するものとする。見積金額は、消費税等を含めた総額を記載すること
- イ 定期交換部品交換費用は、以下の条件を最低限満たし、引き渡し後10年間のランニングコストとして算出を行うこと。
・定期交換部品、および交換にかかる費用
- ウ 保守点検費用は、以下の最低限の条件を満たし1回分の保守点検費用を算出すること。
・平日9時から17時の間に対応可能な障害受付(保守専用窓口)を設けること。

エ 運用費用は、サービス利用料、通信回線料等について、引き渡し後 10 年間のランニングコストを算出し、出来る限り詳細な項目明細を記載すること。

11. 選考方法

(1) 選定委員会の設置

大和郡山市は令和 7 年度大和郡山市大和郡山市同報系防災行政無線システム整備委託業務公募型プロポーザル方式受託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を組織し、次の方法で審査する。審査の結果、最も評価点数の高い者から順に、優先交渉権者及び次点交渉権者の 2 社を選定する。参加表明者及びプレゼンテーション参加者が 2 社未満の場合、本プロポーザルは中止とする。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書の提出があったすべての者に対し、提案内容をより理解するためのプレゼンテーションを依頼する。企画提案者によるプレゼンテーション及び選定委員会によるヒアリングを実施し、評価・採点を行う。

①実施概要

ア 時間はプレゼンテーション 35 分、ヒアリング 15 分の合計 50 分とする。

イ 1 者ずつの呼び込み方式とする。

ウ 欠席した場合は、本プロポーザルの受託候補者から除外する。

エ プロジェクターおよびスクリーンは市が用意する。パソコン等、その他プレゼンテーションに必要な機材は参加者が用意すること。（デモ機等の持ち込み可）

オ 審査の客観性を確保するため、プレゼンテーションを行う企画提案者(社名等)が特定できるような名札、社章、社名入りのジャケット等の着用を認めない。

②実施日時及び場所

令和 7 年 6 月 27 日（金） 大和郡山市役所 3 階 301 会議室

プレゼンテーションの順番は本市において決定し、実施時間の詳細等と併せて事前に参加者へ通知する。

また、実施日当日に大雨警報等の気象警報発令が見込まれるような悪天候が予想される場合は、参加者へ事前連絡の上プレゼンテーション審査の日程を延期する。

予備日は令和 7 年 6 月 30 日(月)とする。

(3) 審査方法

評価項目は別途「評価点表」のとおりとする。

選定委員 7 名による採点を行い、選定委員 1 名につき 50 点満点の総合計 350 点満点とする。総合計 350 点のうち 7 割以上を得点し、かつ提案初期費用額が事業費の範囲内である企画提案者の中で交渉権者を決定する。

また、審査結果は参加表明者全員に通知する。

12. 契約に関する事項

(1) 契約方法

- ① 選定された優先交渉権者と本件業務における契約の締結交渉を行う。
- ② ①の結果、契約締結の合意に至らなかった場合または優先交渉権者の提案において虚偽の記載、不正および違反が認められる場合は優先交渉権者を失格とし、次点交渉権者と契約の締結交渉を行う。次点交渉権者の提案においても同様の不正が認められた場合、本選考結果は無効とする。

(2) 契約書

大和郡山市契約規則、及びその他関係する法令の規定による。

- (3) 本事業の契約は、地方自治法第96条第1項第5号および大和郡山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を要するために、決定後は仮契約を締結し、議会の議決後に本契約を締結する。
- (4) なお、大和郡山市は当該議案が大和郡山市議会で可決されなかった場合も、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

13. 留意事項

- (1) 本提案に要する一切の費用については、参加者の負担とする。
- (2) 参加者は業務の遂行上知り得た内容は他人に漏らさないこと。
- (3) 提出書類には、担当者の連絡先を必ず明記すること。
- (4) 提出書類は、返還しない。
- (5) 提出された企画提案書は、参加者に無断で本件以外に使用しない。
- (6) 提出期限後の問合せ、質問、書類等の追加・修正には応じない。
- (7) 提出されたプロポーザル提案書は、審査に必要な範囲において複製することがある。
- (8) 選考段階で提案の虚偽、不正および違反が認められた提案者は、直ちに失格とする。
- (9) プロポーザル提案書の審査経過については、一切公開しない。また、審査結果に対しての異議申立ては、受け付けない。
- (10) 参加表明書、資料、プロポーザル提案書等に虚偽の記載をした場合においては、大和郡山市入札参加資格停止措置要領に基づく入札参加資格停止を行うことがある。
- (11) 本業務手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (12) 問い合わせ先 〒639-1198 奈良県大和郡山市北郡山町 248-4
大和郡山市役所 総務部 災害対策課 災害対策係
TEL : 0743 -52 -4117 FAX : 0747 -53 -1049